

第 1 回 吉田町下水道料金等審議会

説 明 資 料

令和 4 年 5 月 25 日

目 次

1. 本審議会の審議事項と全体スケジュール	1
2. 公共下水道事業の概要と使用料改定の方向性について	2
2.1 公共下水道事業の概要	2
2.1.1 公共下水道の仕組み	2
2.1.2 吉田町公共下水道の沿革	3
2.1.3 現在の下水道使用料	6
2.2 公共下水道事業の財務状況	8
2.3 公共下水道事業経営戦略の概要	12
2.4 使用料改定の方向性	13
3. 次回審議会の予定	14

1. 本審議会の審議事項と全体スケジュール

吉田町下水道料金等審議会の目的とスケジュールを以下に示します。

★本審議会の目的

家庭や事業所から発生する汚水をきれいにする経費は、下水道使用料で賄うことが原則となります。これは、汚水を排除する人（原因者）が特定されていることや、下水道を利用して快適な生活ができるという利益を受ける人（受益者）が特定されているためであり、利益を受けている人が経費を負担するという「受益者負担の原則」の考え方によるものです。また、下水道使用料によって事業の経費を賄い、自立性をもって事業継続していくため「独立採算制の原則」も適用されます。

下水道事業は下水道使用料でサービスを提供する「独立採算制の原則」が前提となっていますが、汚水処理費のうち使用料で賄われている割合を表す経費回収率が「約49%（令和2年度実績）」と低くなっており（一般企業で例えると赤字の状態）、一般会計（町税金）からの補填が大きくなっている状況です。

したがって、「受益者負担の原則」に沿って使用料の改定を本審議会で審議し、適正な料金体系とすることを目的としています。

★下水道使用料とは

下水道の使用が可能になると、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じた「下水道使用料」を納入いただいています。下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、海に放流するために必要となる下水道施設の維持管理費などの財源となっています。なお、本町の下水道使用料は、平成7年の供用開始以降、約27年間据え置きとなっており、見直しを行っていません。

★下水道料金等審議会のスケジュールと審議事項

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ <u>本審議会の審議事項と全体スケジュール</u> ◇ <u>公共下水道事業概要・財務状況</u> ◇ <u>経営戦略の概要および使用料改定の方向性</u>
第2回 審議会	8月下旬	◇ 使用料対象経費（財政計画・排水需要予測・使用料算定期間） ◇ 収支見積に基づく使用料改定の必要性
第3回 審議会	11月下旬	◇ 使用料体系（基本使用料・従量料金の設定等）
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申

2. 公共下水道事業の概要と使用料改定の方向性について

2.1 公共下水道事業の概要

2.1.1 公共下水道の仕組み

公共下水道は、家庭、事業所などから出される使用した水が、一度も外に出ることなく、排水設備→下水道管→浄化センターと流れていき、浄化センターできれいな水に処理されて河川、海などに放流するものです。

快適な暮らしを支える下水道。

わたしたちの生活の中で、下水道は大きな役割を果たしています。

- 美しい自然(水質保全)
よごれた水はきれいにしてから流すので、川や海の水をよごしません。
- さわやかな生活(トイレの水流化)
くみ取り便所の臭いや浄化槽の管理がなくなり、快適で衛生的な生活になります。
- きれいなまち(環境保全)
よごれた水をすくりに流すので、害虫や伝染病の発生を防ぎます。



下水道は、3つの施設から成り立っています。

- 家庭や事業所に設置される「排水設備」
- 汚水を集めて浄化センターへ運ぶ「下水道管」
- 集めた汚水をきれいな水にして河川に流す「浄化センター」

★下水道の役割

下水道は、町民の健康でかつ快適な生活環境を確保し、さらに河川・海などの水質保全を図るために不可欠な施設です。主な役割は次のようなものがあります。

① 快適な生活環境をつくる

下水道を整備することにより、家庭や事業所などからの汚れた水を集め、きれいにすることで、衛生的で快適な暮らしがおくれるようになります。

② 自然環境を保全する

河川・海などの公共用水域の水質汚濁防止に重要な役割を果たし、豊かな自然環境の保全に寄与しています。

③ 健全な水循環の形成に貢献する

下水道は、日々の暮らしや都市活動によって汚れた水を、きれいに生まれ変わらせ、河川・海に戻すことで、都市における水循環の一翼を担っています。

2.1.2 吉田町公共下水道の沿革

本町の公共下水道事業は、平成2年1月に吉田町公共下水道として事業認可を取得し、公共下水道の整備に着手し、その後、平成7年3月に終末処理場である吉田浄化センターが完成し、供用を開始しました。さらに、経営状況等の実態をより詳細に把握できる企業会計方式を令和2年度より導入し、独立採算制の原則に則り、更なる効率的・効果的な事業執行に取り組んでいます。

供用開始以降、整備の進捗に合わせた供用が順次開始しており、令和3年度末時点の供用区域は289.9ha（全体計画区域379.0haに対する面積整備率76.5%）に達しています。

なお、令和3年度には、公共下水道による汚水処理区域を見直すとともに、計画目標年次における人口、汚水量などの諸元を設定し、諸元値に基づいた下水道施設・設備計画を定めた公共下水道全体計画（案）の策定を行っています。

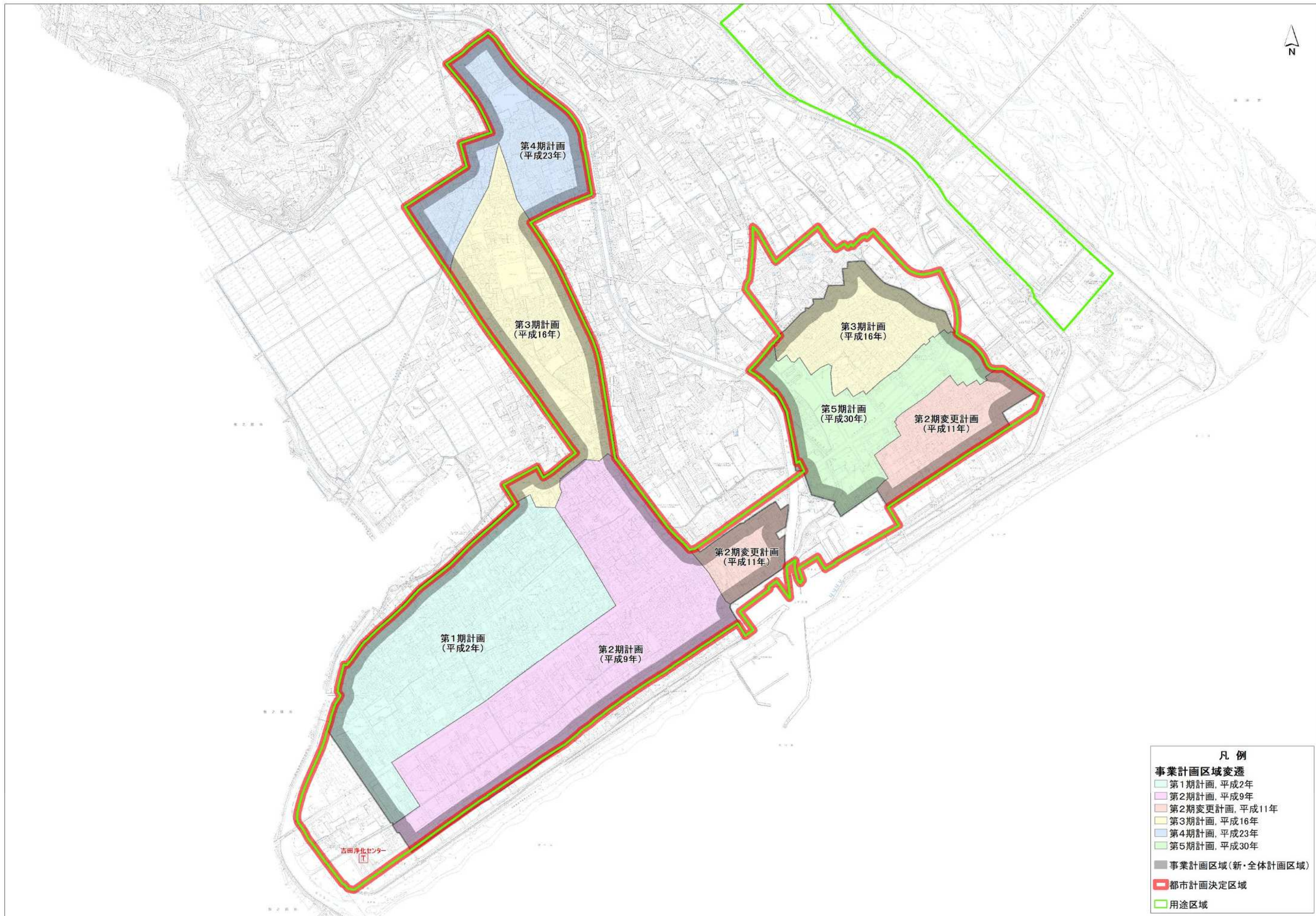
4ページに公共下水道事業の変遷、5ページに公共下水道全体計画区域図を示します。

表 2-1 公共下水道整備進捗状況（令和3年度末時点）

項目		数値	項目		数値
①行政区域内人口	人	29,110	⑦行政面積	ha	2,073.0
②全体計画人口（令和17年度）	人	11,927	⑧全体計画面積	ha	379.0
③整備区域内人口	人	11,174	⑨整備済み面積	ha	289.9
④水洗化人口	人	8,300	⑩整備進捗率：⑨÷⑧	%	76.5
⑤計画人口普及率 ③÷②	%	93.7			
⑥水洗化率 ④÷③	%	74.3			

公共下水道事業の変遷

計画適用期間		平成元年→→→→→平成13年	平成14年→→→→→平成28年	平成29年→→→→令和3年（現在）	令和4年以降→→→→→				
公共下水道全体計画 （基本計画）		<p>第1期計画（平成元年）</p> <p>目標年次 平成22年 計画面積 826ha 計画人口 28,000人 計画汚水量 19,500m³/日（日最大） 反応タンク等 8池</p>	<p>第2期計画（平成14年）</p> <p>目標年次 平成32年 計画面積 920ha 計画人口 28,000人 計画汚水量 16,880m³/日（日最大） 反応タンク等 7池</p>	<p>第3期計画（平成29年）</p> <p>目標年次 令和17年 計画面積 920ha 計画人口 28,900人 計画汚水量 15,193m³/日（日最大） 反応タンク等 6池</p>	<p>【今回策定】 第4期計画（令和4年）</p> <p>目標年次 令和17年 計画面積 379ha 計画人口 11,927人 計画汚水量 5,606m³/日（日最大） 反応タンク等 2池</p>				
公共下水道事業計画		<p>第1期計画（平成2年）</p> <p>目標年次 平成8年 計画面積 95ha 計画人口 4,400人 計画汚水量 2,220m³/日（日最大） 反応タンク等 2池</p>	<p>第2期計画（平成9年）</p> <p>目標年次 平成15年 計画面積 183ha 計画人口 7,100人 計画汚水量 4,750m³/日（日最大） 反応タンク等 2池</p>	<p>第2期変更計画（平成11年）</p> <p>目標年次 平成15年 計画面積 216ha 計画人口 7,000人 計画汚水量 4,690m³/日（日最大） 反応タンク等 2池</p>	<p>第3期計画（平成16年）</p> <p>目標年次 平成22年 計画面積 299ha 計画人口 11,900人 計画汚水量 6,549m³/日（日最大） 反応タンク等 4池（設備は3池）</p>	<p>第4期計画（平成23年）</p> <p>目標年次 平成29年 計画面積 340ha 計画人口 12,500人 計画汚水量 7,269m³/日（日最大） 反応タンク等 4池（設備は3池）</p>	<p>第5期計画（平成30年）</p> <p>目標年次 令和6年 計画面積 379ha 計画人口 14,700人 計画汚水量 7,203m³/日（日最大） 反応タンク等 4池（設備は3池）</p>	<p>【今回策定】 第6期計画（令和4年）</p> <p>目標年次 令和8年 計画面積 379ha 計画人口 12,731人 計画汚水量 6,047m³/日（日最大） 反応タンク等 2池（設備も2池）</p>	<p>第7期（令和9年）</p> <p>事業計画維持 管路工事以外を実施 浄化槽及び修繕等</p>
施設整備 状況	管路等 実績累計	<p>平成2年度 2.92ha 平成3年度 16.73ha 平成4年度 28.40ha 平成5年度 36.66ha 平成6年度 47.18ha 平成7年度 53.72ha</p>	<p>平成8年度 62.93ha 平成9年度 75.49ha 平成10年度 89.94ha</p>	<p>平成11年度 103.13ha 平成12年度 116.35ha 平成13年度 133.92ha 平成14年度 144.18ha 平成15年度 150.81ha</p>	<p>平成16年度 155.65ha 平成17年度 161.78ha 平成18年度 180.17ha 平成19年度 198.28ha 平成20年度 209.71ha 平成21年度 220.53ha</p>	<p>平成22年度 232.59ha 平成23年度 239.58ha 平成24年度 247.10ha 平成25年度 252.41ha 平成26年度 258.95ha 平成27年度 259.90ha 平成28年度 266.45ha</p>	<p>平成29年度 271.94ha 平成30年度 276.65ha 令和元年度 281.73ha 令和2年度 285.97ha</p>	<p>管路工事概成を目指す</p>	<p>スリット計画等による修繕</p>
	浄化槽等 実績累計	<p>反応タンク等 1池</p>	<p>反応タンク等 1池</p>	<p>反応タンク等 1・1/3池</p>	<p>反応タンク等 1・1/3池</p>	<p>反応タンク等 1・1/3池</p>	<p>反応タンク等 1・1/3池</p>	<p>反応タンク等 1・1/3池</p>	<p>必要に応じて増築及びスリット計画等による修繕改築</p>



2.1.3 現在の下水道使用料

★ 本町の下水道使用料

下水道の使用が可能になると、水道水の使用水量をもとに算定する排除汚水量に応じた「下水道使用料」を納入いただいています。本町の下水道使用料は、表 2-2 に示すとおりであり、排除汚水量は水道水の使用水量をもとに算定しています。奇数月に使用水量の検針を行い、偶数月の 28 日までに納入いただいています。

表 2-2 吉田町公共下水道使用料

区分	基本使用料（1ヶ月）		超過使用料（1ヶ月）
	排除汚水量	使用料	
一般汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超え50m ³ まで…1m ³ につき91円
			50m ³ を超え100m ³ まで…1m ³ につき100円
			100m ³ を超えるもの…1m ³ につき110円
公衆浴場汚水	10m ³ まで	910円	10m ³ を超えるもの…1m ³ につき45円

※消費税抜き価格

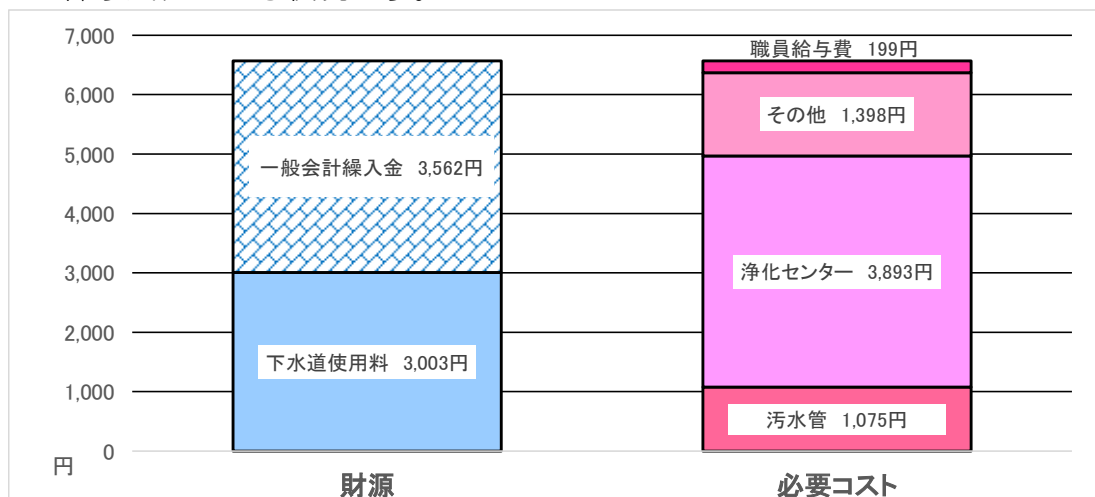
★ 一般家庭の下水道使用料算定例

4人家族で一戸建ての住宅に住む家庭をモデルに、1ヶ月あたりの平均的な下水道使用料を算定しました。なお、1人が1日に使う水の量は、本町給水実績に合わせて、270 ㍓/人/日としています。

- 1ヶ月の使用水量 : $270 \text{ ㍓/人/日} \times 4 \text{ 人} \times 30 \text{ 日} = 32,240 \text{ ㍓} \Rightarrow 33\text{m}^3$
- 1ヶ月の下水道使用料 : $910 \text{ 円} + 91 \text{ 円} \times (33 - 10)\text{m}^3 = \underline{3,003 \text{ 円}}$ 税抜き
 $3,003 \text{ 円} \times 10\% = 3,303 \text{ 円}$ 税込み

★ 汚水処理に要するコストとその財源

下水道使用料は、各家庭や事業所などから排水される汚水を浄化し、海に放流するために必要となる下水道施設の維持管理費（汚水処理費）などの財源となっています。一方で、前ページで算定した4人家族の1ヶ月の平均使用水量（＝汚水量）33m³を処理するために必要なコスト＝維持管理費用（令和2年度実績）は**6,565円**になります。その財源の内訳は、次に示すとおり、汚水を処理するための経費が、下水道使用料（**3,003円**）で賄えていない状況であり、その不足額は一般会計から繰り入れている状況です。

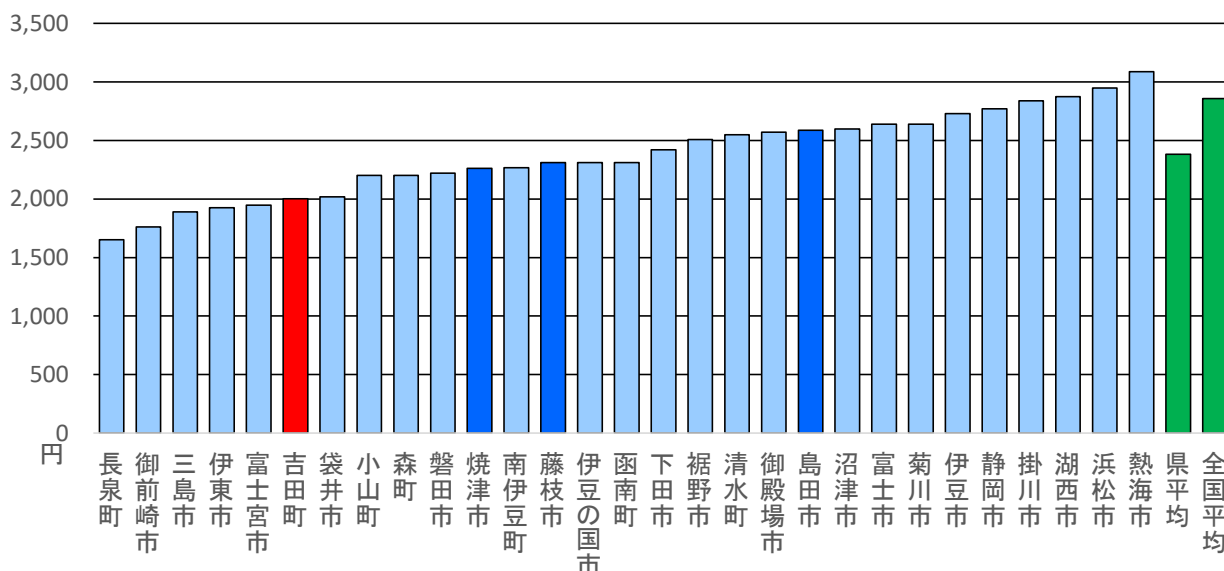


財源	金額(円)	必要コスト	金額(円)
下水道使用料	3,003	汚水管 清掃・修繕費	1,075
一般会計繰入金	3,562	浄化センター 運転管理費	3,893
※)下水道使用料で賄えない維持管理費不足額は、一般会計(町税)で補填している		その他	1,398
		職員給与費	199
合計	6,565	合計	6,565

★ 静岡県内自治体との比較

全国平均・静岡県内市町の一般家庭の1ヶ月20m³当たりの下水道使用料（税込み）は、以下のとおりです。

【参考】吉田町の下水道使用料：2,002円



2.2 公共下水道事業の財務状況

財務の収益性・健全性を示す次の経営指標により、近年の本町公共下水道事業の財務状況の分析・評価を行いました。平成30年度から令和2年度までの3年間の本町の経年推移と、全国の類似団体（49団体）及び静岡県内団体（29団体）の令和2年度の平均値、団体中の順位を示しています。

- ※ 類似団体とは、本町と同規模の下水道事業を運営している団体のことで、総務省が示している分類区分に加えて、下水処理場を管理運営する町村49団体を抽出したものです。
- ※ 静岡県内市町村全35団体のうち、次に示す6団体は公共下水道事業を実施していないため、比較対象から除外しています。

公共下水道事業を実施していない静岡県内6団体		
牧之原市	東伊豆町	河津町
松崎町	西伊豆町	川根本町

- ※ 見方欄の「↑」は数値が大きい方がよいことを、「↓」は数値が小さい方がよいことを示しています。
- ※ コメント欄の「評価」は、本町指標値が類似団体平均と比較した結果として、「良い」もしくは「悪い」と示しています。

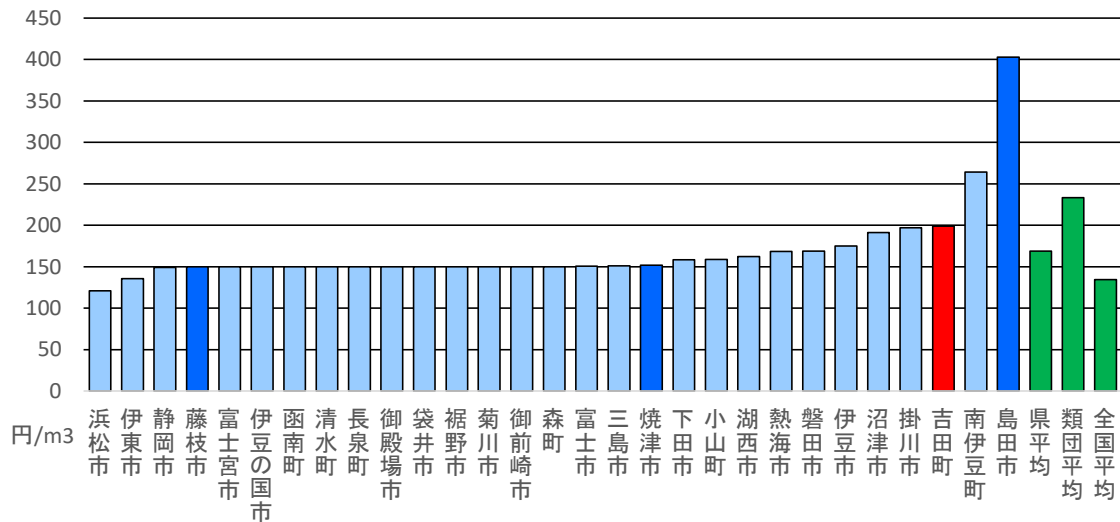
② 汚水処理原価

(2) 汚水処理原価

単位：円/m ³ 見方：↓	H30	R1	R2	類似団体 平均値	類似団体 ランク	静岡県内 平均値	静岡県内 ランク
吉田町	160.8	159.6	198.9 (229.5)	233.1	24/49 (32/49)	169.2	27/29 (27/29)
指標の説明	有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費（基準内繰入考慮）・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標。						
算出式	汚水処理費÷有収水量						
コメント 評価：良い	同規模の事業運営を行っている類似団体平均値との比較では安価となっており、投資コストの面では、効率の高い事業運営が行われています。						

※R2の汚水処理原価（ ）は、工務部門職員給与費を含む金額を示しています。

【静岡県内自治体との比較】（令和2年度）



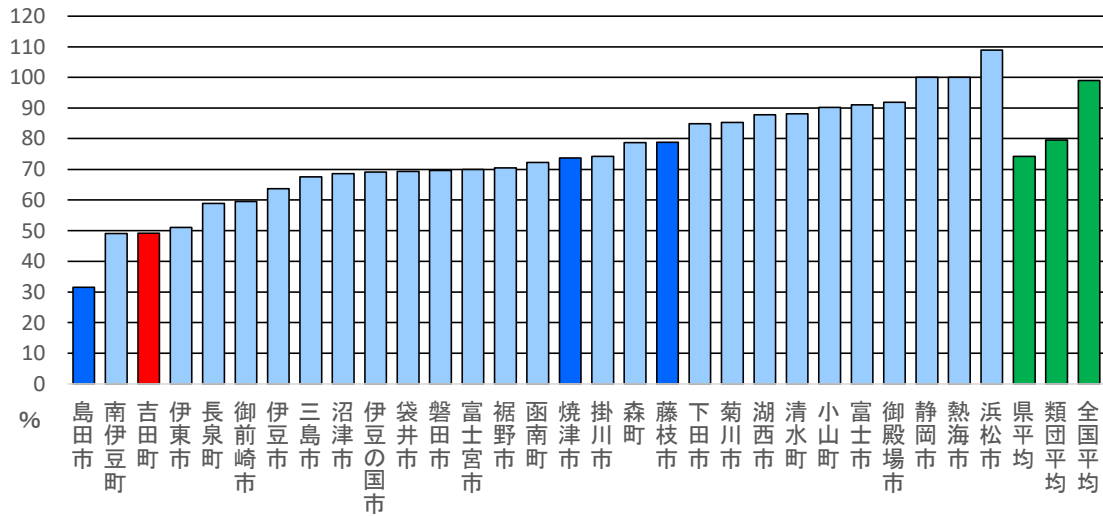
③ 経費回収率

(3) 経費回収率

単位：％ 見方：↑	H30	R1	R2	類似団体 平均値	類似団体 ランク	静岡県内 平均値	静岡県内 ランク
吉田町	65.7	64.6	49.2 (42.6)	79.6	45/49 (46/49)	74.3	27/29 (28/29)
指標の説明	使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標。使用料水準等を評価することが可能になります。						
算出式	使用料単価 (1) ÷ 汚水処理原価 (2) × 100						
コメント 評価：悪い	類似団体・静岡県内平均値よりも低い状況にあり、数値も100%を大きく下回っています。なお、この不足分は一般会計からの繰り入れで賄っている状況です。						

※R2の経費回収率（ ）は、工務部門職員給与費を含む数値を示しています。

【静岡県内自治体との比較】（令和2年度）



【参考】静岡県内における近年（平成30年度以降）の使用料改定実施状況

団体名	改定使用料 施行年月日	平均使用料 改定率
焼津市	H30.4.1	9.6
伊豆の国市	H30.4.1	31.2
沼津市	H31.4.1	26.3
御殿場市	H31.4.1	17.0
清水町	R1.10.1	17.4
函南町	R2.7.1	0.1
裾野市	R3.1.1	21.3

2.3 公共下水道事業経営戦略の概要

令和2年度に策定した公共下水道事業経営戦略（資料6参照）では、経営の効率化・健全化のために実施可能な施策および具体的取組を以下のとおり抽出しています。

（1）汚水処理事業における投資の合理化・効率化

① 汚水処理ビジョンに基づく下水道整備の実施

汚水処理ビジョンに基づき、整備コストの回収（使用料収入）を最大化する下水道整備を令和8年度完了目標に推進します。

② スtockマネジメント計画に基づく点検調査・改築更新事業の実施

予防保全型の施設管理を基本としたstockマネジメント計画に基づき、全ての下水道施設の点検調査・改築更新事業を実施します。

③ 吉田浄化センターの有効活用

吉田浄化センターにおける維持管理の更なる効率化を図るため、処理能力の有効活用に向けて吉田浄化センターへの浄化槽汚泥およびし尿（汲み取り）投入を検討します。

（2）経営基盤の強化

① 使用料の改定

下水道事業の経営基盤を強化するため、自主財源の確保の観点から使用料の改定を予定しています。

② 水洗化率の向上

水洗化率向上による下水道使用料の増収を目的として、未接続世帯・事業者に向けた下水道接続の促進に対する取組を実施します。

- 水洗化率目標値・・・令和17年度までに85%（1年当たり約100人増）

（3）組織の効率化

今後の汚水処理ビジョンに基づく下水道整備やその先の改築更新に向けて、業務執行体制の強化が求められています。しかし、本町全体の状況を踏まえると、職員の増員は難しいため、今後の下水道事業運営に向けて現状の業務執行体制を維持しながら、専門性の高い人材を育成するなど組織を効率化させる取組が必要です。そのため、日常事務・人材育成研修などについて、周辺自治体との共同化や官民連携の導入を検討します。

2.4 使用料改定の方向性

(1) 背景

本町の汚水処理原価は適正な水準となっている一方で、経費回収率は約49%に留まり、事業運営に必要な財源を一般会計繰入金に依存している状況です。経営基盤を強化するためには、自主財源の確保の観点から他都市に比べて安価となっている使用料改定を実施し、経費回収率の向上を図る必要があります。

また、令和2年7月22日付けで国土交通省より以下の事務連絡が発出され、収支構造適正化に向けた取組を踏まえ、着実に収支構造の見直しの検討を進める要請がありました。

収支構造の適正化に積極的に取り組む地方公共団体を重点的に支援するため、公営企業会計を適用した地方公共団体において、以下のいずれかに該当する場合は、当該団体が行う汚水処理に関する事業について、社会資本整備総合交付金の重点配分の対象としないこととします。

- ロードマップに定めた業績目標を達成できない場合。
- 令和7年度以降、供用開始後30年以上経過しているにも関わらず、使用料単価が150円/m³未満であり、かつ経費回収率が80%未満であり、かつ15年以上使用料改定を行っていない場合。

出典：事務連絡 下水道事業における収支構造適正化に向けた取組の推進についての留意事項より抜粋 国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道事業課 企画専門官 令和2年7月22日

本町の公共下水道事業は、平成7年3月に供用開始したことから、令和7年3月で供用開始30年が経過し、さらに使用料単価（税抜き：約98円/m³）、経費回収率（約49%）を考慮すると、現状の使用料体系を維持した場合、資本費の重要な財源である社会資本整備総合交付金（国補助金）の重点配分の対象外となることは確定的な状況です。

以上の背景を受けて、経営基盤の強化の施策のうち使用料改定を具体的取組として設定しました。

(2) 使用料改定率、実施時期の設定

項目	内容
料金改定率	経営基盤の強化の観点から、料金改定の最終目標として、経費回収率100%となる料金設定を目指しますが、急激な使用料増額に伴う町民負担増にならないように、段階的な料金改定を行います。 <ul style="list-style-type: none">● 第1段階：経費回収率80%を目指して改定率を設定● 第2段階：経費回収率100%を目指して改定率を設定
料金改定時期	<ul style="list-style-type: none">● 第1段階：令和6年度より新料金体系を実施● 第2段階：令和11年度より新料金体系を実施

3. 次回審議会の予定

今回の審議では、本町公共下水道事業概要・財務状況、経営戦略の概要および使用料改定の方向性について、討議を行って頂きました。

令和2年度に策定した経営戦略では、経費回収率80%を目指した下水道新料金体系を令和6年度までに実施する方針としており、その方針に基づく使用料体系の改定案について、審議会の意見を頂きながら取りまとめを進めます。

下水道使用料は、地方公営企業法において「公正妥当なものでなければならず、かつ、能率的な経営の下における適正な原価を基礎とし、地方公営企業の健全な運営を確保することができるものでなければならない。」(第21条第2項)と定められており、むやみに料金を改定することはできないため、今年度の審議会で適正な使用料体系について、様々な意見を頂戴し審議をお願いしたいと考えています。

次回審議会(8月下旬)以降の主なスケジュールおよび審議事項は以下のとおりを予定しています。

★下水道建料金等審議会のスケジュールと審議事項(再掲)

項目	時期	審議事項
第1回 審議会	令和4年 5月25日	◇ 本審議会の審議事項と全体スケジュール ◇ 公共下水道事業概要・財務状況 ◇ 経営戦略の概要および使用料改定の方向性
第2回 審議会	8月下旬	◇ <u>使用料対象経費(財政計画・排水需要予測・使用料算定期間)</u> ◇ <u>収支見積に基づく使用料改定の必要性</u>
第3回 審議会	11月下旬	◇ 使用料体系(基本使用料・従量料金の設定等)
第4回 審議会	令和5年 2月下旬	◇ 下水道使用料の改定水準 ◇ 料金等審議会答申